

## 令和3年度 地域公共交通バリアフリー化調査事業一覧

### (1)移動等円滑化促進方針策定事業

都県	市区町村	協議会名
東京都	新宿区	新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会
東京都	世田谷区	世田谷区移動等円滑化促進方針策定協議会
東京都	江戸川区	江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会
東京都	調布市	調布市バリアフリー推進協議会
埼玉県	本庄市	本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会

### (2)移動等円滑化基本構想策定事業

都県	市区町村	協議会名
東京都	杉並区	杉並区バリアフリー推進連絡会
東京都	調布市	調布市バリアフリー推進協議会
埼玉県	戸田市	戸田市バリアフリー基本構想策定協議会
埼玉県	熊谷市	熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表  
(地域公共交通調査等事業)

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点	評価結果	
新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会	1. 事業実施計画の準備 「新宿区移動等円滑化促進方針」の策定のための協議会や、同方針策定後の周知等の実施工程を取りまとめた。	A	事業実施計画の準備について、委託業者への指示や庁内での情報共有、打合せ等、迅速に行い、実施工程を整理した。 また、概ね工程通りに同方針の策定を進められたことから、適切に実施することができた。	来年度以降の取組みスケジュールについて、引き続き調整する。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 新宿区においては基本構想を策定後、特定事業計画に基づき各主要駅周辺を中心にバリアフリー化を進めてきたが、区内全域での面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す必要があったことから、マスタープランの作成に着手している。
	2. 移動等円滑化促進方針(案)の検討 パブリック・コメントや協議会での意見等を踏まえ、予定通り令和3年11月に「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定した。	A	同方針(案)の検討について、区内全域でのバリアフリー化を一層促進するため、地域特性を踏まえた地域ごとのバリアフリー化の方針を取りまとめるとともに、こころのバリアフリーや人的支援など、関係者の理解の増進に関する事項についても示し、区の総合的なバリアフリー化の方針として策定したことから、適切に実施することができた。	鉄道事業者等、関係機関と同方針に基づいた整備について、個別協議を実施していく。 また、同方針に基づき選定する道路整備路線について、歩道改良や視覚障害者誘導用ブロック設置等のバリアフリー化の対策を計画的に行っていく。	令和3年11月にマスタープランが完成しており、ハード・ソフトが一体となった取組みの推進や当事者参加の促進、こころのバリアフリーの取組み実践による区民等の障害理解・啓発の推進等の基本方針に基づき、各取組みを進めている。 完成したマスタープランの周知・啓発を積極的に進めていくとともに、PDCAサイクルに沿ったマスタープランの見直しを継続して実施していただきたい。併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。
	3. 協議会等の運営 協議会や説明会等では、高齢者や障害者等の当事者意見について伺い、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき推進していく事項を確認した。	A	協議会等の運営について、広く当事者意見を確認することができた。 また、同方針を広く周知啓発するため、区内イベントでの企画展示を行うとともに、高齢者や障害者、子育て世代の団体への説明会を開催するなど、適切に実施することができた。	引き続き、広く周知啓発していくとともに、同方針に基づく整備の実施状況等について定期的に確認し、当事者参加による意見交換などを活用しながら、同方針に基づいた取組みを一層推進していく。	

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表  
(地域公共交通調査等事業)

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点	評価結果	
世田谷区移動等円滑化 促進方針策定協議会	1. 現状の把握 令和2年度に行った基礎調査を基に、区内全域における施設位置及びバリアフリー状況の分析を行い、移動等円滑化促進地区の検討を行った。また、区内における過去のバリアフリー化実績などを踏まえ、見直し点検の必要性や都市マスタープラン等上位計画及び、世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画との関連性や連携方法などを整理した。	A	世田谷区のユニバーサルデザインのまちづくりを踏まえ、バリアフリー法に基づいた移動等促進方針を定めるため、プロポーザル方式による業者選定を行った。委託業者の提案を基に促進方針および促進地区の選定について協議を重ね、適切な分析及び検討・整理を行うことができた。	促進方針の検討、促進地区の検討を引き続き行う。世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例と連携し、全区的なバリアフリー化、ユニバーサルデザインのボトムアップを図っていく。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 世田谷区においては、平成17年度に三軒茶屋駅周辺地区を対象とした交通バリアフリー基本構想を策定しており、エレベーター、多機能トイレの設置等のハード整備を行っている。 今般策定するマスタープランは、全区的なバリアフリー化の促進に向けた方針及び促進地区における具体的な促進方針を示すもので、世田谷区UD推進計画と一体となってUD推進を図る予定である。
	2. 協議会等開催 R3.11月に関係所管からなる第一回庁内検討会を開催、また、第一回協議会を開催した。	A	第一回協議会において、移動等円滑化促進方針策定の目的と位置づけを事務局と協議会委員間で共有することができた。また、移動等円滑化促進地区選定の考え方について、世田谷区におけるユニバーサルデザインのまちづくりの実績や好事例を区内全体に発展させるため、モデルケースとなりうる地区を選定し、提案した。	事務局と協議会委員間で移動等円滑化促進方針の策定の目的と位置づけを共有しながら協議会を継続的に開催する。	世田谷区においては、平成17年度に三軒茶屋駅周辺地区を対象とした交通バリアフリー基本構想を策定しており、エレベーター、多機能トイレの設置等のハード整備を行っている。 今般策定するマスタープランは、全区的なバリアフリー化の促進に向けた方針及び促進地区における具体的な促進方針を示すもので、世田谷区UD推進計画と一体となってUD推進を図る予定である。 今後、まち歩きワークショップ等を行い、高齢者・障害者等の当事者参画による意見聴取・情報共有を積極的に進めていただき、より充実したマスタープランが完成することを期待する。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表  
(地域公共交通調査等事業)

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点	評価結果	
江戸川区移動等円滑化 促進方針策定協議会	バリアフリーに関するアンケート調査及び分析	A	当初の計画どおり、外国人向けアンケート調査・専門職向け(相談支援事業所等)・団体向け(高齢者・障害者団体等)アンケートを実施。現在、調査結果をクロス集計中である。	アンケートの分析結果をもとに、心のバリアフリー(ソフト面)の取り組みの基礎データとして活用する。また、移動等円滑化促進地区の設定に向けたデータとして反映する。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 江戸川区には、高齢者や障害者等との共生を一層進めていく上で、改正バリアフリー法の趣旨に則った、まちの面的・一体的なバリアフリーの促進や更なる心のバリアフリーの推進が必要であることから、マスタープランの策定を計画している。
	促進方針の策定及び促進地区設定に向けた基礎調査・分析	A	当初の計画どおり、関連計画等の整理・分析を実施。区内の鉄道駅を中心とした500m圏について、データを整理し、移動等円滑化促進地区設定および生活関連経路、生活関連施設設定に向け、分析中である。	本基礎調査結果をもとに、今年度内に「移動等円滑化促進地区」を決定予定である。	マスタープランの策定においては、特に心のバリアフリーの推進や障害者等当事者を含む区民協働によるバリアフリー社会の実現等の視点をもちつつ、促進地区の設定に向けたアンケートの実施や基礎調査・分析を行っている。 マスタープランが作成されることにより、関係者間の機運醸成が行われることを期待する。また、具体的な事業の調整が可能となった際には、改めて基本構想の作成についての検討を進めていただきたい。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表  
(地域公共交通調査等事業)

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点	評価結果	
調布市バリアフリー推進協議会	<p><b>【事業概要】</b>            (1) 概況調査及び方針の検討            (2) 生活関連施設・生活関連経路の選定            (3) 記載事項に係る調査・検討            (4) 移動等円滑化促進方針(素案)の作成            (5) 協議会の運営</p> <p><b>【結果概要】</b>            (1)の結果概要            改正バリアフリー法、改定移動等円滑化基本方針及び令和2年度までの検討事項等を基に、課題を整理のうえ、策定方針を決定した。            (2)の結果概要            (1)や現行のバリアフリー基本構想の生活関連施設及び経路をふまえ、移動等円滑化促進地区を決定し、併せて、生活関連施設及び経路を選定した。            (3)の結果概要            庁内照会やバリアフリー推進協議会に参画する学識経験者、障害当事者等とともに行ったまちあるき点検の結果などを基に移動等円滑化に関する事項(例:事業者に求めるバリアフリー化する際の配慮事項)を調査、検討した。            (4)の結果概要            (1)～(3)での内容等を基に、調布市バリアフリーマスタープラン～移動等円滑化促進方針～(案)としてまとめた。            (5)の結果概要            協議会を2回、庁内部署で組織する検討会を2回、前述のまちあるき点検を1回開催した(基本構想に係る事項も含む)。今後、パブリック・コメント手続後に1回協議会を開催予定である。</p>	A	計画通りに事業を進めることができています。	令和4年1月20日～2月18日の間パブリック・コメント手続を実施し、必要な修正等を行った後、3月に協議会で報告する。 その後、令和4年3月末を目途に公表する。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。調布市は既存の基本構想の改定と並行してマスタープランを作成するにあたり、移動等円滑化促進地区を交通結節点を含む東西エリアとし歩行者動線のネットワーク化を図っている。 また当事者参加によるバリアフリー化の促進を行うにあたり、設計・施工段階から高齢者・障害者等の意見が反映できる仕組みづくりの検討を進めている。 マスタープランの作成後においても、協議会を活用してバリアフリー化の状況把握を図り、分析及び評価を行うことにより、マスタープランの見直しを継続して実施していきたい。

**地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表  
(地域公共交通調査等事業)**

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考	
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点	評価結果		
本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会	<p>本庄市移動等円滑化促進方針を策定するにあたり、次の内容について事業を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            ①計画準備(資料集や現状の課題に把握等)            ②協議会開催(協議会開催の準備)            ③移動等円滑化促進方針(素案)の作成</p> <p><b>【結果概要】</b>            予備調査として協議会会長、副会長、市職員、業務受注者で現地踏査を行い、現地調査での着目点、課題の整理方法について意見交換や、情報共有などを行いました。また、予備調査の結果を踏まえて、業務受注者が現地調査を行い、想定される移動等円滑化促進地区内の生活関連施設や生活関連経路の課題を整理などの整理を行いました。</p>	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された	<p><b>【事業内容】</b>            ①計画準備:資料集や現状の課題に把握等(9月～2月)            ②協議会開催:協議会開催の準備(12月～2月)            ③:移動等円滑化促進方針(素案)の作成(1月～3月)</p> <p><b>【計画策定の方針】</b>            令和3年度は本業務以外で実施した協議会(1回)に基づき、業務を進めてまいりました。計画の策定にあたり、現状や課題を把握するため、高齢者や障害者などから直接意見を聴く現地ワークショップなども検討しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、市が行った現地調査の結果を踏まえ「移動等円滑化促進方針(素案)」を策定いたします。今後は新型コロナウイルスの感染状況を勘案して、協議会や現地ワークショップを開催し、高齢者や障害者などの意見を取り入れて計画を策定いたします。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。</p> <p>本庄市のバリアフリーへの取組状況としては、施設ごとに個別に取り組んでいる状況にあり、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するための指針が必要となっている。そのため、バリアフリーの方針や目的を設定し、各関係者が共通認識を持つ必要があることから、協議会にてマスタープランの策定のための意見交換・協議を行っている。マスタープランを作成し関係者間の機運醸成を行うとともに、バリアフリー化の状況を継続的に確認していただき、マスタープランの見直しや具体的な事業の調整が可能になった時点で、基本構想の作成についての検討を進めていただきたい。</p>	

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表  
(地域公共交通調査等事業)

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考	
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点	評価結果		
杉並区バリアフリー推進連絡会	<p>【事業内容】</p> <p>1.現行基本構想の評価 2.改定方針の検討 3.杉並区バリアフリー推進連絡会の運営</p> <p>【結果概要】</p> <p>1.特定事業の進捗状況の整理及び現行基本構想の評価の確実な実施 2.基礎情報及び改定に向けた課題の整理並びに改定方針の検討の確実な実施 3.2月開催予定の連絡会の運営の確実な実施</p>	A	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された</p>	<p>【事業内容・実施時期】</p> <p>・重点整備地区の設定、重点整備地区基本構想の検討:令和4年9月 ・杉並区バリアフリー基本構想の作成:令和5年2月</p> <p>【計画等の策定に向けた方針】</p> <p>誰もがどこでも自由に移動でき、自立した安全で快適な生活ができるとする、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、住宅都市杉並にふさわしいまちづくりを推進していくため、区全域を対象としながら、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進するとともに、鉄道駅を中心した地区や、高齢者、障害者等が日々の生活に利用する施設が集まった一定の地区において、重点的かつ一体的な整備を目的とした「重点整備地区」を設定し、その整備内容やスケジュールなどバリアフリー化の目標を定め整備を進めるものとする。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。</p> <p>杉並区においては重点整備地区内における事業全体の約9割が実施済、もしくは継続中であり、バリアフリー化の推進が図られている。</p> <p>また基本構想の改定と同時に、マスタープランの策定についても次年度以降、検討していく予定となっており、区全体のバリアフリー化の推進に向けた方向性を見直しを改めて行い、面的・一体的な整備を進めていく予定である。</p> <p>マスタープランを積極的に作成し、区域全体のバリアフリー化の方針を設定いただくことにより、関係者間の機運が醸成され、更に充実した基本構想の改定へ繋がることを期待する。</p>	

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表  
(地域公共交通調査等事業)

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点	評価結果	
調布市バリアフリー推進協議会	<p>【事業概要】</p> <p>(1) 基本的な方針の調査・検討 (2) 課題の整理 (3) 基本構想(素案)のとりまとめ (4) 市民部会・ワークショップの開催 (5) 協議会の運営</p> <p>【結果概要】</p> <p>(1)の結果概要 改正バリアフリー法、改定移動等円滑化基本方針及び令和2年度までの検討事項等を基に、課題を整理のうえ、バリアフリーの基本方針等を決定した。</p> <p>(2)の結果概要 現行のバリアフリー基本構想の生活関連施設及び経路をふまえ、重点整備地区、同地区内の生活関連施設及び経路の設定方針を検討のうえ各事項を決定した。 あわせて、課題をふまえ、特定事業内容(案)を調整等した。</p> <p>(3)の結果概要 (1)～(2)での内容等を基に、3地区の調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～(案)をとりまとめた。</p> <p>(4)の結果概要 新たに重点整備地区に選定した駅及び駅周辺の施設、道路をバリアフリー推進協議会に参画する学識経験者、障害当事者等とともにまちあるき点検を行い、課題の共有、事業者に求めるバリアフリー化する際の配慮事項等について意見交換した。</p> <p>(5)の結果概要(促進方針に係る事項を含む) これまでに協議会を2回、庁内部署で組織する検討会を2回、前述のまちあるき点検を1回開催した。今後、パブリック・コメント手続後に1回協議会を開催予定である。</p>	A	計画通りに事業を進めることができている。	令和4年1月20日～2月18日の間パブリック・コメント手続を実施し、必要な修正等を行った後、3月に協議会で報告する。 その後、令和4年3月末を目途に公表する。 また、令和4年度に特定事業者と協働し、特定事業計画を取りまとめる予定である。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 調布市はマスタープランの作成と並行して既存基本構想の改定を進めており、新たな重点整備地区の位置づけを行っている。また、市全域で取り組む特定事業として、心のバリアフリーの促進を目的とした教育啓発特定事業を基本構想に位置づけており、ソフト面におけるバリアフリー化の推進を図っている。教育啓発特定事業を実施するにあたり、多様な関係者の障害の社会モデルに関する理解促進や、障害当事者等の参画による心のバリアフリーの推進等を念頭に継続的に事業を進めていただきたい。



**地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表**  
(地域公共交通調査等事業)

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における二次評価結果	備考	
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、又は事業の今後の改善点	評価結果		
戸田市バリアフリー基本構想策定協議会	<p>●バリアフリー基本構想(案)の検討</p> <p>・事業内容 特定事業計画の作成のため、まち歩きワークショップを通じて市民意見の把握を行った。また、事業者に対しては、市民意見を踏まえた意見交換の必要性を感じたため、説明会という形ではなく、関連する全ての事業者に対し、個別具体的な調整を行った。</p> <p>・結果概要 昨年度策定した戸田市移動等円滑化促進方針を実現するため、バリアフリー化の具体的な事業を示すことが重要であることがわかった。 戸田市バリアフリー基本構想(案)を策定し、重点整備地区、特定事業、情報のバリアフリー等について設定した。</p> <p>●協議会等開催</p> <p>・事業内容 現状と課題を整理し、広く市民の意見を収集すべく、多様な主体で構成する策定協議会を中心に検討を進めた。</p> <p>・結果概要 策定協議会・・・3回(3月、6月、11月) まち歩きワークショップ・・・1回(7月)</p>	A	<p>まち歩きワークショップ及び重点整備地区内の全事業者への事業説明・調整を実施することにより、個別具体的な意見を得ることができた。また、上述した事業結果を協議会で共有した上で基本構想を検討したことにより、ハード面及びソフト面において具体の事業を基本構想に設定することができた。</p>	<p>○令和4年1月5日から2月4日まで、戸田市バリアフリー基本構想(案)のパブリック・コメントを実施</p> <p>○パブリック・コメントを踏まえた案の修正</p> <p>○2月21日に第4回戸田市バリアフリー基本構想策定協議会を開催し、最終的な戸田市バリアフリー基本構想(案)を報告</p> <p>○令和4年3月に公表</p> <p>○基本構想公表後は、年に1度推進協議会(仮称)を中心に基本構想の継続的な見直しを行う。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。戸田市においては、市の特色を踏まえたバリアフリー推進の考え方を示すことを目的として、令和3年3月にマスタープランを策定している。</p> <p>今般策定する基本構想における特定事業については、アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見、バリアフリー化の促進に向けた配慮事項に基づき設定をする予定である。特に教育啓発特定事業においては、小学生向けの「心と情報のバリアフリー」に係る啓発活動や駅前ロータリーでの障害者用駐車マスにおける適正利用に係るマナー啓発等の取組みが計画されている。当該事業の実施においては、多様な関係者の障害の社会モデルに関する理解促進や、障害当事者等の参画による心のバリアフリーの推進等を念頭に継続的に事業を進めていただきたい。</p> <p>併せて策定したマスタープラン・基本構想については、PDCAサイクルに沿った継続的な見直しを行っていただきたい。</p>	

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表  
(地域公共交通調査等事業)

令和4年2月28日

関東運輸局

評価対象事業名： 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

協議会名	①事業の結果概要	協議会における事業評価結果		地方運輸局等における 二次評価結果	備考	
		②事業実施の適切性	③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点	評価結果		
熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会	<p>事業内容 熊谷市バリアフリー基本構想策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況把握及び基礎情報等整理</li> <li>・基本構想(案)の検討</li> <li>・協議会等の運営</li> </ul> <p>結果概要 旧基本構想の重点整備地区のバリアフリー化の進捗や課題の整理を進めることができた。また、それらを踏まえ、旧構想では指定していなかった生活関連施設の追加や新しい重点整備地区の設定などを盛り込んだ、新基本構想(案)の検討作成を計画通り進めることができた。 協議会等は、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面、オンライン、対面等活用した対応となった。</p>	A	計画どおり調査事業は実施された。	<p>R3年6月より事業着手。 8月の第1回協議会にむけ、基礎調査、基本構想改定の考え方・基本方針を整理。第1回協議会にて検討を行った。 第1回協議会の内容を踏まえ、重点整備地区、生活関連施設・経路、各重点整備地区の課題等の設定について、利用者代表は10月の地域懇談会、事業者代表は11月の事業者部会にて検討を行った。 12月の第2回協議会にむけ、これまでの検討結果を基に、基本構想案を作成。第2回協議会にて検討を行った。 基本構想案のパブリックコメントを1月末から約1ヶ月の期間で行っている。 3月に第3回協議会の実施し、3月末までに基本構想の公表を行う。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 熊谷市は旧基本構想の目標年次である令和2年度を迎えたが、「熊谷駅周辺地区」「籠原駅周辺地区」におけるバリアフリーのネットワークの充実及び更なるバリアフリー化の推進の必要性が高まっていることから、基本構想の改定を進めている。全市的なバリアフリー化に向けた取組として、ソフト施策を実施しており、新たに教育啓発特定事業の位置付けが予定されている。教育啓発特定事業における具体的な内容としては、バリアフリー教室の実施やバリアフリーに関するマーク等の普及・啓発を行う予定であるが、多様な関係者の障害の社会モデルに関する理解促進や、障害当事者等の参画による心のバリアフリーの推進等を念頭に継続的に事業を進めていただきたい。</p>	